

建築士事務所の所在地変更

建築士事務所の開設者は、事務所所在地の変更があった場合、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第 23 条の 5)

■申請に必要な書類 <正・副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所登録事項変更届(様式3)

他都道府県からの移転および他都道府県への移転は変更ではありません。

廃業および新規登録手続きが必要です。

②添付書類

●個人の場合

・なし

●法人の場合

・商業登記:登記事項証明書『履歴事項全部証明書』原本を正本に添付。

副本は写しでも可。登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書

及び変更届出書(副本)の**返信用封筒(切手貼付)も同封の上**、提出してください。